

市内飲食事業者の皆様へ



飲食業
特別
融資制度

新型コロナウイルス 経済変動対応資金（飲食業特別）

信用保証料ゼロ （横浜市が全額助成）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内飲食事業者の皆様を対象に、横浜市が信用保証料を全額助成する融資制度です。

取扱期間

令和3年5月24日(月)～令和3年9月30日(木) (横浜市信用保証協会 受付分)

まずは、お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談ください。

<取扱金融機関>

- 【信用金庫】 横浜、かながわ、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷
【銀行】 みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、横浜、第四北越、きらぼし、群馬、山梨中央、北陸、スルガ、阿波、静岡、神奈川、東日本、大光、静岡中央
【政府系金融機関】 商工組合中央金庫

融資実行までの流れ

- 1 お取引のある又は最寄りの金融機関にご相談・お申込みください。**
※融資の申し込みに必要な納税証明書や住民票などの発行手数料が減免（無料）となる場合があります。
申込
- 2 金融機関は融資の審査**後、横浜市信用保証協会に保証申込を行います。
融資審査
- 3 横浜市信用保証協会は保証の審査**後、保証を決定します。
保証審査
- 4 金融機関は融資を実行**します。
融資実行

対象要件

次のすべてに該当する中小企業者

- 1 食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている方
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1か月の純売上高又は売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、5%以上減少している方
- 3 すべての店舗において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業又は営業時間短縮、酒類提供等の都道府県知事の要請に対応している方
- 4 すべての店舗において、感染拡大の防止策を実施している方

内容

- ◆融資額:500万円以内
- ◆融資期間:10年以内(うち据置期間1年以内)
- ◆利率:1年以内0.9%以内/3年以内1.2%以内/5年以内1.4%以内/10年以内1.6%以内
- ◆信用保証料率:事業者の負担なし(横浜市が全額助成)

本融資を受けた飲食事業者の皆様に、 3万円の一時金を交付します (別途申請が必要です)

申請期間：令和3年6月14日(月)～令和3年12月10日(金)
※予算の上限に達した場合は、申請期間締切前に終了となります。

【一時金申請の問合せ】

飲食事業者支援一時金コールセンター

横浜市 飲食事業者支援一時金

検索

(公益財団法人 横浜企業経営支援財団 経営支援部地域密着型支援担当)

電話:045-225-3702 受付時間:9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)